

平成28年6月27日

保護者様

兵庫県立阪神昆陽特別支援学校
校長 尾原周治

平成28年度特別警報、気象警報発令・交通途絶等の対応について（追加）

梅雨の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は本校教育活動に、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、特別警報及び気象警報発令、交通途絶等の対応については、下記のとおりとしますので、ご確認いただき、生徒の安全確保にご協力をお願いいたします。

記

1 対象となる事由

- (1) いずれかの特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪、大津波、噴火、地震（地震動））が発令された場合。
- (2) 以下の気象警報が発令された場合
大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報、高潮警報
※波浪警報は除きます。
- (3) 生徒の利用する公共交通機関が大規模な地震等の非常災害や事故・ストライキ等により途絶している場合

2 特別警報及び気象警報の対象地域

- (1) 「伊丹市」を含む地域
※ただし、「兵庫県南部」や「阪神地域」に警報が発令されていても、「伊丹市」に発令されていない場合は対象地域には含みません。
- (2) 生徒の居住地の市町を含む地域

3 対応

上記2（1）又は（2）に特別警報又は気象警報が発令された場合、以下のとおり対応します。

- (1) 対象地域に特別警報又は気象警報が発令されている場合は自宅待機とします。
- (2) 午前7時現在、対象地域に特別警報又は気象警報が発令されている場合は自宅待機とし、午前10時までに、警報が解除された場合は5校時の授業より行います。
- (3) 午前10時現在、特別警報又は警報発令中の場合は臨時休業とします。
- (4) ただし、授業が午前中だけ予定されている場合は、午前7時現在で特別警報又は警報発令中の場合、臨時休業とします。

なお、上記1（3）の場合も原則として同様の対応とします。

（※裏面へ）

4 登校途中又は登校後の対応

- (1) 登校途中で特別警報又は気象警報等が発令された場合
生徒の安全を第一に保護者と連絡を取り合って対応します。
- (2) 登校後、授業中に特別警報又は気象警報等が発令された場合
特別警報又は気象警報等が発令された時点で状況を判断し対応します。授業を途中で打ち切る場合は、下校時刻を決め保護者に連絡します。

5 その他

- (1) 通学上の安全を第一に考えて、登下校が可能か慎重にご判断いただき、場合によっては登校を自主的に控えてください。
 - (2) 登校時、午前7時以前に自宅を出発する必要がある生徒で、出発時間に特別警報又は気象警報等が発令されている場合も、上記3に従って、自宅待機してください。午前7時の時点で警報等が解除され、通常授業となった場合も、通学距離、交通状況を考慮し、通常の出席扱いとします。
 - (3) 職業体験週間（現場実習）等の場合も上記に準じた措置をとります。
 - (4) 河川等の状況（防災気象情報）から判断して、休業又は下校措置をとる場合もあります。
- ※ 「特別警報」は、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する新しい防災情報です。
- ※ 「特別警報」が発表されるのは、経験したことのないような異常な現象が起きそうな状況です。ただちに、身を守る行動をとってください。

兵庫県立阪神昆陽特別支援学校

〒664-0027 伊丹市池尻7丁目108番地

電話 072-773-5135